

政策Ⅱ-1-(4)-①

1. 政策及び16年度重点施策等

政策	証券取引法に基づくディスクロージャーの充実
16年度重点施策	証券市場の活性化に向けた信頼される市場確立のためのディスクロージャーの継続的整備
参考指標	関係政令・府令等の整備状況、EDINETの整備及び利用の状況（EDINETによる開示書類の提出会社数、EDINETサイトへのアクセス件数）

2. 政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	国民が金融サービスを適切に利用できること
重点目標	企業内容等の情報開示が十分行われていること

3. 政策の内容

証券取引法上のディスクロージャー制度は、投資家に対し投資判断に必要な情報を提供するものであり、その効率的な運営は公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護の為には必要不可欠なものです。こうした観点から、ディスクロージャー制度の不断の整備を図ることとしています。

また、ディスクロージャーの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化するものであり、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されます。こうした観点から、EDINET(電子開示システム)を利用したディスクロージャーの電子化を推進することとしています。

4. 平成16事務年度における事務運営についての評価

(1) ディスクロージャー制度の充実

- ① ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応の一環として、全開示企業を対象とした有価証券報告書等の自主的点検を行い、全開示企業4,538社のうち、589社が訂正を行いました。この事例分析を踏まえ、有価証券報告書等の作成のルールである「記載上の注意」の明確化を図り、また、開示上の留意点について全開示企業に対して文書を送付し周知を図るとともに、セミナー等を全国で開催しました。これらにより、開示書類の正確性が向上することが期待されます。

- ② 平成 17 年 3 月に提出した証券取引法は、衆議院での議員修正を経て、同年 6 月に成立しました。公開買付制度の形骸化を防ぐ観点から、迅速な対応を行ったほか、親会社情報の開示の義務付けにより投資判断として重要な親会社情報の開示が充実するものと考えています。英文開示についても、日本の証券市場の空洞化に対応する観点から、適切な対応がとられたものと考えています。また、議員修正により継続開示義務違反に係る課徴金制度が導入されました。

(2) ディスクロージャーの電子化

平成 13 年 6 月の電子化の適用開始当初、EDINET による開示書類等の提出者数(内国会社)は約 500 社(平成 13 年 6 月末)でしたが、システムの継続的整備・改善により、平成 15 年 6 月末には約 2,600 社、平成 16 年 6 月末には約 4,400 社へと増加し、平成 17 年 6 月末には 4,800 社を超えています。

また、提出会社数の増加及び開示書類等蓄積データの増加に伴い、インターネットを通じた情報公開サーバーへの月別アクセス件数も、平成 14 事務年度(14 年 7 月～15 年 6 月)は約 55,000 件、平成 15 事務年度は約 97,000 件、平成 16 事務年度は約 152,000 件と増加傾向にあります。

これらの数字は、ディスクロージャーの電子化の推進による効果を表しているものと考えています。

5. 今後の課題

(1) ディスクロージャー制度の充実

- ① 平成 17 年 6 月の金融審議会第一部会報告及びディスクロージャー・ワーキング・グループ報告を受け、公開買付制度や大量保有報告制度のあり方、投資商品の性格に応じたディスクロージャーのあり方や適格機関投資家の範囲の見直し、四半期報告制度のあり方などについて更に詳細な検討を行う必要があると考えています。このうち、公開買付制度等のあり方については、金融審議会第一部会の下に公開買付制度等ワーキング・グループを設置し、検討を進めていくこととしています。
- ② また、平成 16 年 12 月の第一部会報告を受け、内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の監査のあり方についても、引き続き検討を行う必要があると考えています。
- ③ 更に、平成 17 年 6 月に改正証券取引法が成立したことを受け、施行日までに、親会社情報開示、英文開示制度、継続開示義務違反に対する課徴金制度について、所要の政令・府令の整備が必要となります。
- ④ 以上を踏まえ、平成 18 年度において、開示制度の信頼性確保に向けた体制強化を図るため、機構定員要求を行う必要があります。

(2) ディスクロージャーの電子化

- ① 平成17年6月の「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム見直し方針」を踏まえて、業務・システムの最適化計画を17年度中の出来るだけ早い時期に策定し、これに従いXBRLの導入及びそれに伴うシステムの再構築等を進めていく必要があります。
- ② また、利用者の利便性の更なる向上を図るため、開示書類の一括印刷機能や検索機能の拡張等を早急に実現する必要があります。更に、引き続きアクセス件数の増加に対応するため、システムの増強、セキュリティーの強化等、基盤整備を行うことが必要であると考えています。
- ③ 以上を踏まえ、平成18年度において、有価証券報告書等電子開示システム開発業務庁費の予算要求を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。